

株式会社ジェイ・イー・サポート
建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価業務手数料規程

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定める株式会社ジェイ・イー・サポート建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポート（以下「ジェイイー」という。）が実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務（以下「評価業務」という。）に係る手数料について、必要な事項を定める。

（評価業務手数料）

第2条 業務規程第12条第1項に規定する評価業務に係る手数料の額（以下「評価業務手数料」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（評価業務手数料の減額又は増額）

第3条 ジェイイーは、評価業務が効率的に実施できる場合（類似する複数の建築物の申請など設計図書が高度に標準化されている場合、建築物の用途により、審査時間が軽減できる場合等）又は金額の減額をすることが必要と認める場合には、実費を勘案して評価業務手数料を減額することができる。

2 業務手数料は、次に掲げる場合には、申請者と協議して増額することができるものとする。

- (1) ジェイイーの責めに帰することができない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 評価書が交付される前に大きく計画が変更されるとき。
- (3) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないとジェイイーが判断したとき。

（評価業務手数料の納入方法）

第4条 申請者等は、次表に定める評価業務手数料を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

（評価業務手数料の返還）

第5条 収納した評価業務手数料は返還しない。ただし、ジェイイーの責に帰すべき事由により評価が実施できなかった場合においては、この限りではない。

（プレート等の交付料金）

第6条 プレート、シールの交付を行う場合は、別途プレート等の制作に係る費用の実費相当額を加算する。

（その他）

第7条 評価書を再発行する場合の手数は、一通につき11,000円（税込）とする。

（附則）

この規程は、平成27年1月5日から施行する。

改定： 平成28年10月1日から施行する。

改定： 平成29年8月1日から施行する。

改定： 2021年4月1日から施行する。

改定： 2024年5月9日から施行する。

改定： 2024年10月1日から施行する。

改定： 2025年4月1日から施行する。

B E L S評価業務手数料別表

1. 住宅

① 戸建住宅

単位：円（税込）

	新 築 住 宅		変更評価料金		
	単 独	併 願 ※1	当社以外で直前の評価を行ったもの	当社で直前の評価を行ったもの	併 願 ※1
200㎡以下	45, 100	16, 500	新規料金を適用	23, 100	8, 800
200㎡超え	50, 600	22, 000	新規料金を適用	25, 300	8, 800

※1 以下の申請（同一の添付図書及び計算内容等で合理的に審査できるものに限る）を当社が行う場合（BELS受付以前又は同日に受けるものを対象とする。）に適用

- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査
- ・ 建築物エネルギー消費性能に係る技術的審査
- ・ 設計住宅性能評価で5-1断熱等性能等級及び5-2一次エネルギー消費量等級を取得したもの
- ・ 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- ・ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・ 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明で、省エネルギー性能のうち一次エネルギー消費量等級で申請を行ったもの
- ・ フラット35S適合証明の設計検査、中間検査、又は竣工検査
- ・ 変更を行う場合で技術的な審査を伴わないもの

② 共同住宅等

単位：円（税込）

	新 築 住 宅		変更評価料金		
	単 独	併 願 ※1	当社以外で直前の評価を行ったもの	当社で直前の評価を行ったもの	併願 ※1
住戸部分のみ ※4	基本料金＋戸当たり料金×M 基本料金 110, 000 戸当たり料金 3, 300	左記手数料の1/2	新規料金を適用	新築住宅の1/2	8, 800
建築物全体 ※2	基本料金＋戸当たり料金×M ＋共用部料金 基本料金 110, 000 戸当たり料金 3, 300 共用部料金 50戸以下 88, 000 51戸以上 88, 000 ＋ (M-50) × 660	左記手数料の1/2 ※3	新規料金を適用	新築住宅の1/2	8, 800

M＝評価対象住宅戸数

※1 1戸建て住宅の※1と同じです。

※2 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。この場合は、M＝総住宅戸数とする。

1戸のみの申請の場合は、1戸建ての住宅の料金とし、共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等（長屋住宅）は、1戸建て料金の2倍の料金とする。

②共同住宅等の表中、建築物全体において住棟とは、複数住戸で構成され住宅用途のみの建築物又はその部分の全体をいう。

※3 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査をBELSに係る評価の業務の申請で初めて行う場合は、共用部料金は手数料の1/2としない。

※4 共同住宅等の新規申請及び計画変更申請において、住戸の評価書を発行する場合は、評価料金に、住戸評価書発行事務手数料として、評価書発行住戸あたり2, 200円（税込）を加算する。

③ 建物の形状、設備の量により審査が軽減できる場合は、その程度により上記手数料を減額する。

2. 非住宅建築物に係る評価料金

① ホテル等、病院等、集会所、学校など（A B 用途）及びこれらを含む複合用途の場合

単位：円（税込）

評価手法 評価対象延べ面積	モデル建物法以外の計算方法		モデル建物法		併願申請 注 4
用途区分	A用途	B用途	A用途	B用途	33,000
200㎡未満	165,000	132,000	93,500	79,500	
200㎡以上～500㎡未満	231,000	198,000	137,500	110,000	
500㎡以上～1,000㎡未満	286,000	242,000	148,500	126,500	
1,000㎡以上～2,000㎡未満	330,000	264,000	198,000	165,000	
2,000㎡以上～5,000㎡未満	374,000	319,000	242,000	204,000	
5,000㎡以上～10,000㎡未満	423,500	341,000	308,000	258,000	
10,000㎡以上～20,000㎡未満	495,000	418,000	341,000	291,500	
20,000㎡以上～50,000㎡未満	770,000	583,000	396,000	308,000	

② ①に掲げる以外（C 用途）の用途の場合

単位：円（税込）

評価手法 評価対象延べ面積	モデル建物法以外の計算方法	モデル建物法	併願申請 注 4
200㎡未満	165,000	93,500	33,000
200㎡以上～500㎡未満	231,000	137,500	
500㎡以上～1,000㎡未満	286,000	148,500	
1,000㎡以上～2,000㎡未満	330,000	198,000	
2,000㎡以上～5,000㎡未満	374,000	242,000 (217,800 ※5)	
5,000㎡以上～10,000㎡未満	423,500	308,000 (220,000 ※5)	
10,000㎡以上～20,000㎡未満	495,000	341,000 (242,000 ※5)	
20,000㎡以上～50,000㎡未満	770,000	396,000 (275,000 ※5)	

※5 主要な用途が工場等で表②を適用される場合は、カッコ内の金額とする。

注1： 建築物の用途の区分（A・B・C）の区分： 別紙（用途区分表）による。

注2： 一の申請に複数の用途分類があるときは、一部でもA種が含まれるときはA種、A種が含まれず、一部でおB種があるときは、B種として適用する。

注3： 08990については、計画の内容により判断する。事前に相談してください。

注4： 併願申請

ジェイ・イーで行った建築物省エネルギー性能適合性判定（軽微変更該当証明申請書も含む。）低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定に係る技術審査、のいずれかの結果を利用した申請（これらの申請と、省エネ適判申請の内容（添付図書も含め）が同一で、これらの申請が、省エネ適判の申請より同日又はそれ以前に申請され、同じ窓口提出されたものであること）この時、標準入力法を使用し、外皮性能の審査を新たに追加する場合は、上表の料金の10%を加算する。

また、新たに、太陽光発電設備の設置を考慮して同一のプログラムで再計算した場合は、11,000円（税込み）加算する。

③ 計画変更の手数料

上記①又は②の額の1/2とする。（併願申請の場合は、16,500円（税込み））

④ 手数料の取扱い

ア 評価対象が50,000㎡を超える場合、又は既存建築物の評価の場合は、別途見積りとする。

イ 評価対象延べ面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積であることを基本とし、この適用が著しく不合理である場合は、当社が認める延べ面積により算定する。

ウ 加算手数料

- モデル建物法での複数のモデル

モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数が複数の場合、上記①又は②記載の料金に、次の表の係数Nを乗じた額を手数料とする。

モデル数	2	3	4	5	6以上
係数 N	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

- ZEB表示の希望される場合

ZEB表示を希望される場合は、11,000円を加算する。

オ その他建築物、設備の量などにより審査が軽減できる場合は、その程度により上記手数料を減額することができる。

3. 再発行手数料等

評価書を再発行する場合の手数料は、一通につき11,000円（税込）とする。

一の申請に対し、複数の申請範囲の評価書の交付を希望される場合は、交付希望枚数から1を減じた数に7,700円（税込み）を乗じた額を加算する。

4. プレート等交付手数料

プレート等を交付する場合の手数料は、一件につき2,750円（税込）とする。

別紙（用途区分表）

A 類	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08400）
	病院等	病院、ホテル、福祉ホーム、児童福祉施設等（入所する者の寝室あり）その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08260, 08240, 08190, 08170, 08210）
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08140, 08150, 08152）、 体育館、公会堂、集会所、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08380, 08550, 08370, 08530, 08380, 08230, 08160） 観覧場、競馬場又は競輪場、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08540, 18480, 08390, 08590, 08560, 08600,）
B 類	事務所等	事務所、官公署、その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08470, 08300, 08330, 08290, 08280, 08270, 08458, 08460, 08410）
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08440, 08438, 08460, 08060, 08650）
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、保育所、児童福祉施設等（入所する者の寝室なし）、診療所（患者の収容施設なし）、理髪店、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08080, 08090, 08082, 08100, 08110, 08120, 08350, 08360, 08420, 08490, 08500, 08510, 08130, 08132, 8, 160, 08180, 08192, 08220, 08070, 08250, 08456）
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08450, 08452, 08570, 05580）
C 類	工場等	工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08340, 08520, 08610, 08620, 08310, 08320） 農業の生産、集荷、処理又は貯蔵するものその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（08630, 08640, 08430, 08650）

注：（ ）内の数字は、建築基準法施行細則別記第二号様式の別紙で規定する用途を示す記号（用途区分コード）